

マネコレ利用約款

第1条（趣旨）

1. マネコレ利用約款（以下「本約款」という）は、次条に定めるツール（以下「本ツール」という）の利用者および利用を希望する者（以下あわせて「甲」という）が、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下「乙」という）による本ツールの提供を受けるにあたり、甲および乙が遵守すべき事項を定めたものである。
2. 本約款に規定する事項の他、乙が本ツールについて別途定める細則、運用ルールおよび乙が甲に対し提示する注意事項等も本約款の一部を構成する。

第2条（本ツールの提供）

1. 乙は、甲に対し、本ツールとして、乙が提供するオンライン学習ツールであるマネコレおよびその他マネコレに関連付随する行為（乙が提供するまたは取り扱うサービスの提案、マネコレの品質の改善やその他の利用条件の最適化、これらに必要な統計情報や属性情報の作成等を含むが、これらに限られない）を提供する。
2. 本ツールの提供は、甲が法人であることを前提とするものであり、甲は、自己が法人であることを保証する。
3. 乙は、マネコレの内容を随時変更（コンテンツおよび機能の追加および修正等を含むがこれらに限られない）することができる。
4. 甲が、乙のホームページより、本約款に同意し必要事項を記載のうえ乙に対して本ツールの利用を希望する旨の意思表示を行い、乙が、乙の定める提供基準に合致すると判断した場合において、乙による当該意思表示が甲に到達することをもって、甲による本ツールの利用が可能となる。

第3条（マネコレの利用）

1. 甲は、乙が別途定める期日までに、マネコレを利用する甲の従業員（受講者および管理者）の氏名およびメールアドレス等の乙が別途定める事項を乙に通知する（甲が乙に通知した当該従業員を、以下「ユーザー」という）。乙は、甲の通知事項に基づき、マネコレの利用開始のための準備を行う。
2. 甲は、ユーザーがマネコレを利用できるよう、乙が別途定める推奨環境を満たす通信機器を甲の費用と責任において用意する。

第4条（知的財産権の帰属）

本ツールに関連して乙が作成した著作物およびその他乙が提供する一切の資料（マネコレのコンテンツ、配布資料、マニュアル等を含むがこれらに限られない。以下あわせて「著作物等」という）についての著作権等の知的財産権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、すべて乙または乙が契約した権利者に帰属する。甲は、マネコレを用いてユーザーにオンラ

イン学習をさせる目的においてのみ著作物等を使用することができ、乙の事前の承諾なく著作物等を複写・複製したり、第三者に貸与・譲渡等したりできない。

第5条（禁止行為および甲の義務等）

1. 甲は、甲自らまたは甲以外の法人（甲の親会社、子会社、関係会社等を含む）もしくは個人（以下当該法人および個人をあわせて「第三者」という）をして、如何なる方法によっても、本ツールに関し、複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならない。
2. 甲は、ユーザー以外の者にマネコレを利用させてはならない。
3. 甲は、甲自らまたは第三者をして、本ツールと同一のまたは類似したサービスを作成したり、提供したりしてはならない。
4. 甲は、本ツールを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為または当該行為に該当する恐れのある行為をしてはならない。
 - (1) 乙または第三者の著作権その他知的財産権を侵害する行為
 - (2) 乙または第三者の財産、信用、プライバシー等を侵害する行為
 - (3) 個人情報（氏名、メールアドレス、住所、電話番号、その他プライベート情報を含むがこれらに限られない）を第三者に送信、開示等する行為
 - (4) 真偽を問わず、乙または第三者を誹謗中傷する行為
 - (5) ウイルス、ハッキング、スパム行為等により本ツールの提供を妨害または毀損する行為
 - (6) おどし、名誉毀損、差別行為、政治活動、宗教活動、またはそれらに類する行為
 - (7) 粗暴性、残虐性または犯罪を誘発助長する行為
 - (8) わいせつな情報等、本ツールの目的を逸脱する情報を送信、開示等する行為
 - (9) 勧誘活動または営業活動（アフィリエイト、営業目的サイトへのリンクを含むがこれらに限られない）等の営利を目的とする行為
 - (10) 意図的に虚偽の情報または誤解を招く情報を送信、開示等する行為
 - (11) 本ツールの提供を妨げる行為、乙の信頼を毀損する行為または乙に不利益を与える行為
 - (12) 公序良俗に反する行為、犯罪行為またはそれらと密接に関連する行為
 - (13) 法令違反行為またはそれらと密接に関連する行為
 - (14) その他乙が本ツールの目的に反し不適切または不適當であると判断する行為
5. 甲は、本ツールを利用するにあたり自ら登録することができる事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに更新、削除等を行う義務を負う。また、当該事項を除く、乙に登録を申請した事項に変更等がある場合、速やかに乙に通知する義務を負う。
6. 甲は、ユーザーまたは従業員（以下「ユーザー等」という）の行為であることを理由に本約款に定める義務に関する責任を免れることはできず、乙は、ユーザー等の行為を甲の行為とみなす。ユーザー等が本約款に定める義務に違反した場合、甲は、乙または第三者に対してこれに起因する損害等に関する一切の責任を負う。

第6条（ID等の管理）

1. 甲およびユーザーは、マネコレにおいて用いる甲およびユーザーのIDおよびパスワード（以下「ID等」という）を厳重に管理し、第三者に譲渡、貸与、開示等してはならない。
2. 乙の責に帰すべからざる事由により、ID等が漏洩し、甲またはユーザーに損害が発生した場合、乙はその責任を負わない。
3. 乙の責に帰すべからざる事由により、甲およびユーザー以外の者がID等を用いて本ツールの利用等を行った場合、乙は、当該利用等が甲によるものとみなす。

第7条（再委託）

乙は、本約款における乙と同等の義務を負わせることにより、本ツールの提供の一部または全部を第三者に再委託することができる。ただし、乙の本約款における義務は、再委託によって何ら軽減されるものではない。

第8条（機密情報の保持）

1. 甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本ツールの提供または利用に関して知り得た相手方に関する情報を、前条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、以下の各号の情報を除く。
 - (1) 相手方から知り得た時点で、公知である情報
 - (2) 相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報
 - (3) 第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (4) 相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報
2. 甲および乙は、法令の定めまたは裁判所、政府機関の命令等により機密情報の開示を義務づけられた場合、前項の定めにかかわらず、対象となる機密情報を開示できる。

第9条（個人情報の保護）

乙が本ツールの提供に際して甲の個人情報の取扱いの委託を受ける場合、乙は、当該個人情報（以下「個人情報」という）を機密として保持し、第7条に定める場合を除き、甲の事前の承諾なく、第三者に開示、漏洩し、また本ツールの提供以外の目的で利用してはならない。また、乙は、個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に必要な合理的安全管理措置を講じなければならない。なお、個人情報が前条第1項各号に該当する場合も、乙は、個人情報を機密として保持しなければならない。

第10条（データの利用）

1. 乙は、本ツールの提供のため、甲による本ツールの利用に関するデータ（本ツールに関し送信または開示等したコメントおよび回答、マネコレの閲覧履歴ならびに利用履歴を含むがこ

れらに限られない)をもとに、甲およびユーザーを識別、特定できないように加工、集計した統計情報、属性情報等を作成することができる。また乙は、作成された当該統計情報、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、甲はこれを承諾する。なお、当該利用は、乙の顧客への提案および報告、広報、宣伝、分析および研究ならびに乙の本ツールおよび新規サービスに関する検討および開発のために行われる利用を含むが、これらに限られない。

2. 甲およびユーザーは、本ツールに関し送信または開示等したコメントおよび回答等(機密情報および個人情報を除く)について、その送信または開示等をもって、乙に対して当該コメントおよび回答等を無償で自由に使用する権利(加工、抜粋、複製および公開する権利、ならびに著作権法第27条および第28条に定める権利等を含むがこれらに限られない)を許諾し、かつ、乙および乙が使用させる第三者に対して著作権者人格権を行使しないことに同意したものとする。

第11条 (個人情報の保管および廃棄等)

1. 甲によるマネコレの利用終了日以降の個人情報の保管期間については、乙が内規にて別途定める。
2. 乙は、前項に定める保管期間が終了した場合、速やかに個人情報の廃棄または削除もしくは消去を行う。また、乙は、当該保管期間が終了する前に甲から個人情報の廃棄または削除もしくは消去の依頼があった場合、対応について甲と協議の上、速やかに廃棄または削除もしくは消去を行う。なお、個人情報の消去は、個人を識別不能とする処理を含む。

第12条 (本ツールの提供の停止)

1. 乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、甲の事前の承諾なく、本ツールの提供を一時的に停止することができる。
 - (1)本ツールの保守または仕様の変更を行う場合
 - (2)天災地変等の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、本ツールの提供が不可能となり、またはそのおそれがある場合
 - (3)乙が、その他の事由により本ツールの提供の一時的な停止が必要と判断した場合
2. 乙は、自らの判断により、甲の事前の承諾なく、いつでも、本ツールの提供を停止することができる。
3. 乙は、前二項に定める本ツールの提供の停止が発生しても、何らの責任も負わない。

第13条 (本ツールの利用の停止)

1. 乙は、甲が本約款に違反している疑いがある場合またはその他乙が必要と判断する場合、甲による本ツールの全部または一部の利用を停止することができる。
2. 乙は、ID等が不正に利用されている疑いがある場合またはその他乙が必要と判断する場合、当該ID等を変更するよう甲に求め、また当該ID等の利用を停止することができる。

3. 乙は、前二項に定める本ツールの利用の停止が発生しても、何らの責任も負わない。

第 14 条（本約款の変更）

1. 乙は、甲の承諾なく、本約款および本約款に付随する内規を変更することができる。
2. 変更後の本約款（以下「新約款」という）は、乙が別途定める場合を除き、乙が新約款を乙のホームページ上に表示したとき、または乙が甲に新約款を発送したときのいずれか早いときより 2 週間の周知期間を経過することをもってその効力を生じる。

第 15 条（権利義務の譲渡禁止）

甲は、乙の事前の承諾なく、本約款に基づき生じた権利義務を第三者に譲渡し、承継し、担保に供することはできない。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲および乙は、相手方が前二項に違反した場合は、直ちに本ツールの利用に関する契約を解除でき、自己に生じた損害について、相手方に損害賠償請求ができる。なお、この場合、帰

責当事者は期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対する債務の弁済を行う。

第 17 条（乙の免責）

1. 乙は、次項に定める場合を含め、本ツールの提供に関して甲に生じた損害について、一切の責任を負わない。
2. 乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、その責任を負わない。
 - (1) 本ツールの一部または全部が、日本以外の国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、甲に損害が生じた場合
 - (2) 甲が登録を申請した事項もしくは甲が自ら登録した事項に誤りがあること、または甲が登録すべき事項を登録しなかったことにより、甲に損害が生じた場合
 - (3) 甲またはユーザーが本ツールの内容に基づき行動しまたはしなかったことにより、甲またはユーザーに損害が生じた場合
 - (4) 乙が本ツールにおいて通常要求される程度の合理的な措置を講じていたにもかかわらず、甲または第三者の責めに帰すべき事由（ウイルスによるサーバダウン、システム障害およびデータの流出・損壊、ハッキングによるサーバダウン、システム障害、データの流出・損壊および誤った情報の掲載、プロバイダのダウン、甲の操作ミスによるデータの流出・損壊および誤った情報の掲載ならびにシステム環境の変化による障害および本ツールにかかるシステムの瑕疵等を含むがこれらに限られない）により、甲に損害が生じた場合
 - (5) 甲が乙の指定したシステム環境を整えないこと、甲の利用する回線の混雑、回線の障害、機器の障害等により、甲が本ツールを利用できない場合
 - (6) その他、乙が通常講ずるべき対策では防止できない障害の発生により、甲に損害が生じた場合
 - (7) 天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制等、乙のコントロールの及ばないあらゆる原因により、甲に損害が生じた場合
3. 乙は、本ツールについて以下の各号のいずれも保証するものではなく、甲は自己の責任により本ツールを利用する。
 - (1) 本ツールの提供に不具合、エラー、障害が生じないこと
 - (2) 本ツールを通して得られる情報等が正確であること
 - (3) 本ツールが甲の期待または甲が本ツールを利用する目的に合致すること
 - (4) 本ツールを利用することによる効果および有用性

第 18 条（契約の解除および甲の損害賠償）

1. 乙は、甲に以下の各号に該当する事由が生じた場合、本ツールの利用に関する契約を解除す

ることができる。ただし、当該解除の効力は将来に向かって生じる。

(1)本約款に違反したとき

(2)乙の定める提供基準に合致しないと乙が判断したとき

(3)支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき

(4)公租公課を滞納したとき

(5)差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力による処分を受けたとき

(6)破産、民事再生、会社更生の申立がなされたとき

(7)信用に不安が生じたとき

2. 甲が本約款に違反して乙または第三者に損害を与えた場合、甲は、その損害を賠償する義務を負う。

第 19 条（分離条項）

本約款に定めるいずれかの条項が管轄権のある裁判所により無効である旨判断された場合には、かかる条項は、法律が許容する限りで、本来の条項の趣旨を最大限実現するように変更または解釈され、また、本約款のその他の条項の効力には何らの影響を与えない。

第 20 条（協議解決）

甲および乙は、本約款に定めのない事項が生じた場合、または本約款の内容に疑義が生じた場合、お互い誠意をもって協議し、その解決を図る。

第 21 条（準拠法および管轄）

1. 本約款の準拠法は、日本法とする。

2. 本約款に関して生じる一切の紛争について、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第 22 条（存続条項）

甲による本ツールの利用が終了した場合であっても、第 4 条（知的財産権の帰属）、第 5 条（禁止行為および甲の義務等）、第 8 条（機密情報の保持）、第 9 条（個人情報の保護）、第 10 条（データの利用）、第 11 条（個人情報の保管および廃棄等）、第 14 条（本約款の変更）、第 15 条（権利義務の譲渡禁止）、第 16 条（反社会的勢力の排除）、第 17 条（乙の免責）、第 18 条（契約の解除および甲の損害賠償）、第 19 条（分離条項）、第 20 条（協議解決）、第 21 条（準拠法および管轄）および本条の定めは、引き続きその効力を有する。

以上

2023 年 9 月 11 日 制定